



元土第 876 号
令和 2 年 2 月 26 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドライン等の改正について (通知)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解していただきますとともに、貴団体会員に対する周知を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 建設業法施行規則の改正内容について

- (1) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (様式第 11 号の 2) について、提出を不要とする
- (2) 経由事務の廃止に伴う規定の整理

2. 建設業許可事務ガイドラインの改正内容について

- (1) 営業所に関する書類の簡素化
- (2) 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人に関する書類の簡素化
- (3) 経營業務管理責任者等の住民票及び令第 3 条使用人の委任状等の提出不要
- (4) その他、建設業法施行規則の改正に伴う文言の整理等

3. 施行日について

令和 2 年 4 月 1 日

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 建設業係
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2644 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp

建設業の許可等に係る書類が簡素化されます！

 (令和2年4月1日～) 

◎ 経由事務の廃止について

国土交通大臣許可業者について、建設業許可申請(新規・更新)、決算変更届出等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、県機関を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送または持参により提出することになります。

◎ 国家資格者等・監理技術者一覧表の廃止について

許可申請時等に提出を求めている『国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)』については、提出を不要とします。

◎ 営業所に関する書類の簡素化について

- ・営業所の地図については、提出を求めないこととします。
- ・営業所を使用する権原を確認する書類(不動産登記簿謄本・賃貸借契約書の写し等)については、提出を求めないこととします。
- *なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載いただくこととします。

◎ 令第3条使用人に関する書類の簡素化について

建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性等を確認するために求めていた『住民票、健康保険証の写し等』及び権限を確認する『委任状等』は、提出を不要とします。

◎ 経營業務管理責任者等に関する書類の簡素化について

経營業務管理責任者及び営業所専任技術者の常勤性等を確認するために求めていた『住民票』は、提出を不要とします。



お問合せ先

◇ 愛媛県土木部土木管理課

TEL:089-912-2683

FAX:089-912-2639